

市政記者クラブ 様

市民経済局生活流通部消費生活センター
担当：竹内・鈴木 電話：222-9679

平成21年度消費生活相談4～6月期の概要をお知らせします

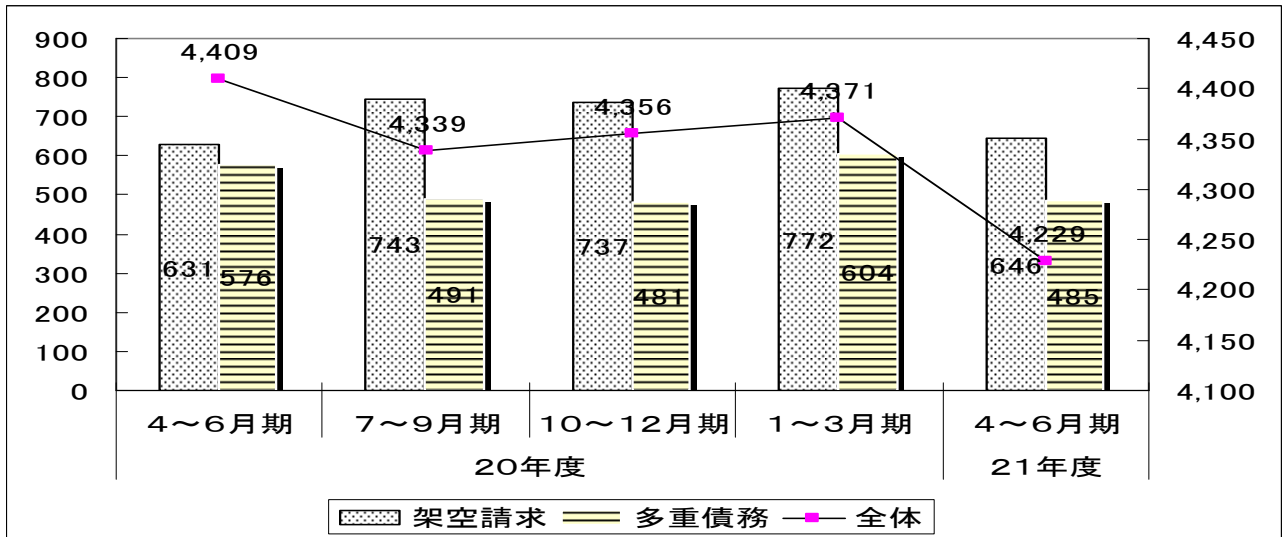
平成21年度4～6月に名古屋市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の特徴等を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。併せて、市民への注意喚起をお願いします。

記

1 全体の概要

相談件数は4,229件。平成20年度1～3月期の4,371件に比べ142件、3.2%減少しました。また、架空請求、多重債務の相談は下表のとおりですが、特徴として副収入を得ようとした内職、副業等の相談が増えています。

(単位：件)



2 主な特徴

(1) 内職・副業、海外宝くじに関する相談が増加

副収入などを得ようとした内職・副業、海外宝くじに関する相談が増加しています。

(単位：件)

区分	19年度	20年度					21年度
		4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	計	4～6月期
内職・副業	113	33	43	35	35	146	51
海外宝くじ	39	18	17	20	24	79	29

(2) 危害を受けたとの相談が増加

サービスや品物の利用により、けがや病気などの「危害」を受けたという相談が増えています。その中で化粧品、エステサービスに関する相談が目立っています。

※その他詳細は別紙をご覧ください。

1 「内職・副業」の相談～教材費や手数料など金銭負担がある業者に注意！

内職・副業を始める前に「仕事をするために必要」とパソコン、DVDなどの教材、加盟店・代理店契約、保証金などの名目で費用支払いを求めるものです。支払い後、資格が取れない、収入がない、事業者と連絡がとれなくなる、といったものが目立ちます。「少しでも家計の足しに」という相談者の願いを踏みにじる悪質なものです。

<相談例1> パソコンデータ入力の内職

インターネットでデータ入力の仕事を見つけ事業者に電話した。「月に6万円の収入になる」と言われ、「応募者が多い」という業者の審査を受け合格。業者の電話で「サーバの管理に月1万5千円かかる」ということで、送付された契約書に氏名、口座番号など個人情報を記入して昨日返送した。

書面をよく見ると不審な点がある。クーリング・オフできるだろうか。

(相談者：40歳代 女性・無職)

(センターでの対応)

業者の電話の説明では月々の支払いはサーバ管理料ということでしたが、当センターで契約書面を確認するとマニュアルやアカウント取得などの商品販売契約書で、この費用をクレジットで分割支払いするものでした。相談者にはクーリング・オフの効果と書き方を説明しました。

セールストークを鵜呑みにすることは危険です。契約書面をよく読んで、特に金銭負担のある業者には注意が必要です。

<相談例2> パチンコ打ち子

携帯電話に打ち子のアルバイト募集のメールがきた。お金に困っていたので、空いた時間に仕事ができれば、と問いあわせた。審査として指定のパチンコ店に行き千円分打ち、その後店外から電話すると「合格」とのこと。契約にはお金が必要と150万円の支払いを求められ、支払ったが体調不良で解約したい。

(相談者：40歳代 女性・給与生活者)

(センターでの対応)

業者に解約の書面を送付して交渉するよう助言しました。連絡がとれないようなら警察への相談を勧めました。

パチンコ店のPRとして打ち子、モニター、スタッフなどを募集して保証料などの支払いを求める「パチンコの打ち子」の相談です。儲けなどの効果はありません。解約や返金を求めると、「もっと効果がある」として別のメニューを勧めます。業者と連絡がとれないなど解決が非常に困難な例となっています。甘い儲け話には気をつけるよう助言しています。

(その他相談のあった内職・副業の例)

チラシ手書き・配り、ボールペンの試し書き、携帯電話のデコレーション

2 「海外宝くじ」の相談～海外宝くじの購入は違法！

突然海外から郵便が届き、開封すると「高額賞金を『保証』『授与』」との文字…今は「保留」状態となっているこの権利を得るためとして、為替送金やクレジットカード番号を記入した書類の返送を求める手口です。しかしこれは、海外宝くじの購入申込みの通信販売です。

<相談例3> 海外からの郵便に、「高額賞金が『保証』『授与』」

父宛に海外から「高額賞金を得る資格を有しているのでエントリーするように」との郵便が何度も届く。その手数料を郵便為替か書式にクレジットカードの番号を記入して送るように、とある。どうしたら良いか。

(相談者：60歳代 女性・自営 当事者：90歳代 男性・無職)

(センターでの対応)

同様の相談事例を情報提供するとともに、無視するように助言しました。

国内で海外の宝くじを購入することは刑法（第187条：とばく及び富くじに関する犯罪）で犯罪とされています。また、クレジットカードの番号を知らせると、内容が不明なまま引き落としされたりしますので注意が必要です。

(外国の例) オーストラリア、カナダ、中国、シンガポール、アメリカ

3 危害を受けたとの相談

この相談区分の中では「化粧品」と「エステサービス」の相談が多くなっています。その事例は次のとおりです。

(単位：件)

区分	19年度	20年度					21年度
		4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	計	4～6月期
危害	81	26	36	30	36	128	40
化粧品	10	3	1	4	6	14	5
エステサービス	13	2	4	1	1	8	4

<相談例4>化粧品：フェイスパックがかぶれ

友人からもらったフェイスパックを使ったところ顔面がかぶれた。対応を聞こうと業者に電話したところ「皮膚科を受診するように」との回答だった。受診するとフェイスパックが原因との結果で、ステロイド点滴を受けた。どうすべきか。

(相談者：50歳代 女性・家事従事者)

(センターでの対応)

当センターから業者に電話し事情を伝えたところ「治療費等の補償をする」との回答を得ました。

化粧品を使用して皮膚障害などがあれば、まず皮膚科を受診してください。原因が化粧品と判明すれば、業者に治療費等を求めることができます。

※ 化粧品の危害の相談は多くが皮膚障害です。また、化粧品は薬事法によって規制があり、業者は、全成分の表示や、副作用があれば監督官庁への報告が義務付けられています。購入前に自分の肌にあわないアレルギー成分の有無をチェックしてください。なお、薬事法ではシャンプーや浴用石けんなども化粧品に含まれます。

<相談例5>エステサービス：美顔エステで目が腫れた

お試しの美顔施術を受けたら翌朝目が腫れた。業者に「病院で受診」するよういわれ皮膚科と眼科に受けた。しかし、皮膚科では「エステの施術が合わなかったのだろう」と言われたが、眼科では「ばい菌が入ったのが原因」と言う。業者は「因果関係がはっきりしないと治療費は支払えない」ということだったが、交渉して治療費相当の和解金の支払いを受けることになった。これでいいのだろうか。

(相談者：30歳代 女性・家事従事者)

(センターでの対応)

合意書や和解金に決まりはないので、当事者同士でよく話し合うこと、納得できないことがあれば無料の法律相談で相談するように助言しました。

※ エステサービスの危害の相談は多くが熱傷と皮膚障害です。皮膚科等を受診し、施術に起因すると判明すれば、業者に治療費等を求めることができます。なお、施術によっては医療行為にあたり医師免許が必要なものもあります。施術前には十分な説明を受けることが必要です。

もし異常があったら、すぐに使用や施術を中止してください。

危害との因果関係の立証には、発生時間や状態など記録して、異常な状態の写真を撮り、医師の診断を受けてください。

名古屋市消費生活センターの相談受付日時等

区分	相談方法	電話番号	受付時間
平日	一般	電話・来所	午前9時 ～ 午後4時15分
	架空請求ホットダイヤル	電話	
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所	
	弁護士・司法書士の面談(無料)	来所(要予約)	
土・日曜日	電話	222-9690	

(注) 1 年末年始・祝日を除く 2 市内在住・在勤・在学の方が対象

3 「サラ金・多重債務特別相談」の弁護士・司法書士の面談時間(30分)は、平日の午後1時30分～午後4時30分です。

ウェブサイト：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>